

## 議題 3

# 千葉県動物愛護管理推進計画の 進捗状況について



1 犬及び猫の引取り  
(法第35条第1項、第3項による引取り)

【現状と課題】

- ・犬の引取り数は下げ止まり傾向、猫の引取り数は減少傾向
- ・R3は犬の引取り件数は大型の多頭飼養崩壊があったため、増加している  
(ボランティアの協力により、殺処分数は増加していない。)
- ・多頭飼養崩壊が予想される飼養者へのより早いアプローチが必要
- ・飼い主のいない子猫の引取りが依然として多い

犬	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R5 目標値
引取り数	319	299	332	221	166	347	300

猫	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R5 目標値
引取り数	2,412	2,102	1,863	1,950	1803	1752	2,000
うち子猫	2,164	1,776	1,523	1,566	1378	1357	
うち飼い主不明子猫	2,060	1,626	1,450	1,490	1322	1268	

R3年度 収容猫数に対する子猫率 77.5%

R3年度 収容子猫数に対する飼い主のいない子猫率 93.4%

【必要な取組】

- ・みだりな繁殖を防止するため、不妊去勢手術を推進
- ・無秩序な餌やりの制御
- ・地域猫活動の推進
- ・遺棄防止の啓発、警察との連携強化
- ・人の福祉部局等、関係機関との連携体制強化
- ・飼主責任の徹底（終生飼養）

2 野犬等の捕獲（狂犬病予防法若しくは条例による捕獲（負傷犬収容を含まない））  
及び所有明示措置

【現状と課題】

- ・捕獲数は減少してはいるが、下げ止まり傾向
- ・所有者明示されていない犬が多い
- ・収容頭数が減少しているため、相対的に返還率が上昇している
- ・遺棄と推測される捕獲も存在する

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R5 目標値
犬捕獲数	1,329	1,306	1,197	1,219	923	749	2,000
うち返還数	472	484	440	495	425	359	
返還率	36	37	37	41	46	48	

マイクロチップ	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R5 目標値
犬登録数	81,342	92,595	105,651	119,061	131,646	145,760	
猫登録数	17,527	21,407	26,437	32,362	38,618	45,892	
他登録数	264	272	277	302	333	357	
計	99,133	114,274	132,365	151,725	170,597	192,009	200,000

### 【必要な取組】

- ・適正飼養の普及啓発（犬の係留義務、逸走防止等）
- ・鑑札、注射済票の装着の徹底
- ・犬猫等販売業者等へのマイクロチップ装着義務化の周知
- ・一般飼養者へのマイクロチップ装着（努力義務）の普及啓発
- ・登録情報変更が義務化されたことに関する周知
- ・所有明示の意義、役割に関する普及啓発
- ・遺棄防止の啓発、警察との連携強化

## 3 殺処分数

### 【現状と課題】

- ・頻繁な哺乳を必要とする、又は弱った状態で収容される子猫が多い。
- ・高齢や重度疾病、咬み癖が強い等により譲渡不適の個体が一定数いる。
- ・負傷猫として収容され、収容中に死亡する個体も多い。

殺処分数	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
犬	608	228	193	287	227	191	120	110
猫	2,613	1,675	1,201	913	890	862	648	441

### 【必要な取組】

- ・1（犬及び猫の引取り）の数を減らすための取組
- ・収容動物の飼養環境の向上
- ・適正譲渡の推進
- ・攻撃性のある引取り個体を減らすため、しつけの実施に関する普及啓発

## 4 苦情及び指導助言数

### 【現状と課題】

- ・苦情の内容は、鳴き声や臭い、不適切な飼養をしている、虐待ではないか、畠を荒らされる等、多岐にわたる
- ・近年、SNS等で発信された情報に対する第3者からの問合せが増加している
- ・指導や助言の内容は、新しい飼主を探してほしい、しつけを教えてほしい、犬の登録及び狂犬病注射はどこで行うのか等、多岐にわたる
- ・苦情の原因となるような不適切な飼養方法等を改善するための指導・助言が必要となるが、指導をするも改善せず、苦情等が継続する事案が一定数ある

## 5 猫に係る問題

### 【現状と課題】

- ・庭やゴミ荒らし、糞尿・鳴き声等が問題となることが多い
- ・指導助言を一切受け入れない餌やりが一定数いる
- ・地域猫活動について、猫を可愛がるための活動と誤認されやすい
- ・屋外で飼養される猫と飼い主のいない猫との区別が難しい
- ・公園や港等で猫が増えて問題が長期化することがある

### 【必要な取組】

- ・適正飼養指導の徹底（室内飼養、所有者明示の徹底等）
- ・市町村の動物部局の他、警察や人の福祉部局との協働対応の推進
- ・猫の屋内飼養や不妊去勢手術実施の推進
- ・地域猫活動は「地域における環境対策である」ことの周知

苦情数	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総数	8,933	8,312	7,973	7,850	8,504	7,907	7,338	6,895
うち猫に関するもの	3,378	3,575	3,522	3,554	3,626	3,414	3,353	3,305

指導助言数	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総数	25,565	27,684	26,645	24,099	21,959	23,753	23,130	21,345
うち猫に関するもの	9,443	10,814	10,501	10,337	9,891	10,228	9,669	9,828

## 6 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会

### 【現状と課題】

- ・動物愛護推進員の在住地域に偏りがある
- ・行政と動物愛護推進員との連携が希薄な地域がある
- ・動物愛護推進員の認知度が低い

### 【必要な取組】

- ・動物愛護推進員等のボランティア同士の横の連携の構築
- ・動物愛護推進員が必要とする広報物等の配布

## 7 災害時における動物の救護

### 【現状と課題】

- ・行政間において協定先や協定内容に違いがある
- ・災害の性質や、避難所の規模や構造によって、動物の飼養場所の検討が必要
- ・令和元年の台風時には、避難所を設置した市町村のうち6割以上の市町村でペットの受け入れ可能な避難所が設置されたが、避難所によっては受け入れを断られることがあった

○千葉県

- H23.6.1 千葉県獣医師会と協定
- H23.6.1 千葉県動物保護管理協会と協定
- H30.2.1 東関東ケネル事業協同組合と協定
- H30.3.1 日本愛玩動物協会と協定

○千葉市

- H27.3.27 千葉市地域獣医師会（現：千葉県獣医師会千葉支部）と協定

○船橋市

- H30.7.19 京葉地域獣医師会と協定

**【必要な取組】**

- ・行政間や、行政と外部団体との協定のあり方に係る検討
- ・災害時における動物愛護ボランティアの活用の検討
- ・災害を類型化した上での対応シミュレーションの実施
- ・同行避難の受入れ体制の整備に向けた市町村との連携（情報提供、共有）
- ・同行避難を想定した避難訓練や防災セミナー等についての情報提供及び助言
- ・飼主に対して平常時から災害の備えについて普及啓発

8 狂犬病予防

**【現状と課題】**

- ・登録頭数、注射頭数は横ばい
- ・近年接種率は70%程度で推移
- ・WHOの勧告によると、狂犬病まん延を防ぐためには、国内で飼われている犬の70%以上に予防注射が実施されていることが必要とされている
- ・未登録犬の存在が考えられており（実際の飼養頭数は登録数の1.2倍とも推計される）、その存在を加味すると、県内の注射率は60%を下回る

登録注射	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
登録数	328,606	324,266	320,555	317,489	315,147	312,868	310,146	308,771
注射数	238,732	236,078	233,178	230,558	228,761	225,589	211,807	220,489
注射率	72.6%	72.8%	72.7%	72.6%	72.6%	72.1%	68.3%	71.4%

**【必要な取組】**

- ・狂犬病に関する知識の普及啓発、予防接種の意義の周知
- ・マイクロチップ装着義務化（努力義務化）と合わせた登録の徹底
- ・狂犬病発生時に備えた演習の実施

## 9 特定動物の飼養

### 【現状と課題】

- ・愛玩目的で飼養する者も多いが、R2.6.1以降は、愛玩目的での新規飼養はできなくなり、従来から飼育している個体の継続飼養のみ可能となった
- ・全国的に咬傷等の事故や逸走報告が絶えない

### 【必要な取組】

- ・事故防止に必要となる管理体制の指導
- ・愛玩飼養者に関しては、巡回時の個体確認の実施

## 10 犬又は猫の多頭飼養

### 【現状と課題】

- ・多頭飼養の届出（県条例）をしていない者がまだ存在することが考えられる
- ・飼育環境が悪化する前に、早期に対応することが重要
- ・高齢、精神、貧困等、人の福祉面の問題と関連した崩壊事例への対応
- ・情報共有に個人情報保護が障壁となることがある

### 【必要な取組】

- ・多頭飼養届出制度の周知及び多頭飼養者の把握
- ・人の福祉部局等と連携した情報収集と早期対応体制の構築